

1. 入札の方法

入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）で行う。

2. 郵便入札

入札書の提出は、郵送によるものとする。

3. 入札に参加できる者の形態

単体業者とする。

4. 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

平成30・31年度の春日部市、蓮田市、白岡市及び杉戸町（以下、「構成市町」という。）いずれかの物品販売等競争入札参加資格者名簿に登録され、次の要件を満たす者であること（入札公告日を基準日とする）。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼葛斎場組合契約規則（平成15年規則第4号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。

(3) この案件の公告から開札までの期間に、構成市町から入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

5. 設計図書など

埼葛斎場組合公式ホームページからダウンロードすることができる。

6. 現場説明会

現場説明会については行わない。

7. 入札等の日程

期間・期日・期限・場所など、詳細については、各公告に記載のとおりとする。

8. 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書の提出

ア 郵便で提出する。郵便封筒は二重封筒とし、入札書と内訳書（提出の指示がある場合に限る）を中封筒に入れ、封緘の上、入札者の名称及び入札に係る案件名並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を記載し、局留め書留郵便とする。なお、入札書に記載する日付は、公告に記載されている入札書提出期限日を記載すること。

イ 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかわる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 最低制限価格

変動型最低制限価格を設定する。

(注意) 変動型の最低制限価格の詳細につきましては、春日部市役所ホームページ『物品・役務：変動型最低制限価格の適用』をご参照ください。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) その他

落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじを実施して落札候補者を決定する。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の参加資格が無い者がした入札

(2) 明らかに連合によると認められる入札

(3) 入札書に入札者の記名押印のない入札または記入事項が判読できない入札

(4) 入札金額その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印がない入札

(5) ひとつの案件について同一の者が2以上の入札をした場合、又はその代理人のした入札と合わせて2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 郵便入札で、入札書を中封筒に入れず、直接、外封筒に入れたもの

(7) 上記のほか、次のいずれかに該当する入札は、開札までの間は無効とし、開札後は失格とする

ア 指定した日時に内訳書の提出のない入札

イ 入札書と異なる内訳書が提出された入札

ウ 郵便入札で、案件名の錯誤がある入札

エ 郵便入札で、入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された案件名が異なる入札

オ 郵便入札で、入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札

(8) その他入札条件に違反した入札

10. 支払条件

各公告に記載のとおりとする。

11. 消費税増税に対する対応

消費税増税に対する対応は、発注者、受注者が協議して定める。

12. その他

(1) この公告に定めるもののほか、当該案件に係る入札・契約手続については、埼玉葛齋場組合契約規則の定めるところによる。業務委託契約約款については、埼玉葛齋場組合公式ホームページでダウンロードすることができる。

(2) 提出された確認資料等は返却しない。

(3) 仕様書等の公告事項に不明な点がある場合には、公告中に規定された時間・方法によってのみ、質問をすることができる。それ以外の時間・方法によってした質問、ま

た、構成市町の「物品売買等競争入札参加資格者名簿」に登載されていない者のした質問については、一切回答しない。

(4)入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等及び現場等についての不明並びにその他の事由を理由として、異議を申し立てることができない。

(5)入札書等の様式をパソコン等で打ち直した場合、埼葛斎場組合の「葛」の字が「葛」となっているもよいものとする。

(6)開札後の流れについて

【開札当日】

開札後、一番札の業者は即時に落札者とはならず、**落札候補者**となります。

【開札当日～翌日以降】

落札候補者となった業者に対して、電話等でその旨を連絡し、審査に必要な書類の提出を求めます。その後、提出された書類を基に、設定した制限に適合しているかを審査し、落札者としての要件を具備していると判断されれば**落札者**となります。

なお、審査の結果によって、一番札の業者が失格となった場合には、二番札の業者が繰り上がって落札候補者となり、同様に審査書類の提出を求め、審査を行います。(これを落札者が決定するまで繰り返します。)

落札者には、再び連絡をしますので、指示のあった日付に埼葛斎場組合事務局へお越しください。

(7)入札結果の公表について

原則として、開札日から二週間以内を予定しています。

入札後審査方式により行われた入札については落札者が開札後に即時決定とはなりません。そのため、入札結果の公表時期についても、落札者決定に時間を要した場合には、遅れる場合があります。

※公告の内容について、規定の時間・方法以外で行われた質問には一切お答えできません。

13. 担当 問い合わせ

埼葛斎場組合 事務局 管理担当

電話 048-752-1531